

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度				令和6年度					
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課		
1	1 (1) ①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々なこころの病気の予防に関する啓発を行う	—	市町村や保健所等において主催するイベント等を通じて、府民がストレスについての正しい知識を持つための取組みが展開できるようにこころの健康づくりに関連する啓発リーフレットを配布する。(毎年度1,500部以上配布)	—	ストレス関連のリーフレットの配布やホームページ等を活用し、こころの健康づくりについての広報啓発を行う。	—	A	—	ストレス関連のリーフレットの配布やホームページ等を活用し、こころの健康づくりについての広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
2	1 (1) ②	事業所のメンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者(人事労務担当者等)の養成	1,233	・府内事業所におけるメンタルヘルス推進担当者の養成 ・研修会受講者 2,400人 (年2回×定員200人×6年間)	○事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員100人×2回	○事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会 ・開催回数 2回 ・受講者数 423人	A	1,232	○事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員100人×2回	商工労働部	労働環境課 相談G	
3	1 (1) ②	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	—	市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催 ・年1回 ・定員 計100人	○セミナー開催 ・年1回 ・定員 計100人	○セミナー開催 ・1回 ・参加者数61人	A	—	○セミナー開催 ・年1回	商工労働部	労働環境課 労働環境推進G	
4	1 (1) ②	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に労働法の基礎知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	1,150	実施に関しては検討中	○実施に関しては検討中	○セミナー開催 ・35回 ・参加者数1414人	A	1,150	○セミナー開催 ・14回 ・参加者数1,000人	商工労働部	労働環境課 労働環境推進G	
5	1 (1) ②	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	—	産業保健スタッフの資質向上と、良好な職場環境整備が促進される。 職域におけるメンタルヘルス対策が推進される。 (毎年度研修3回以上開催、受講者年間40名以上)	大阪産業保健支援センター等と連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	ストレス関連のリーフレットの配布(計23,813部)	A	—	ストレス関連のリーフレットの配布やホームページ等を活用し、こころの健康づくりについての広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター	
6	1 (1) ③	こころの健康づくりの研修	精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等に対して、ストレスに関連して起こり得る様々な疾患についての研修を実施する。	—	精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等が正しい知識等を習得することにより、メンタルヘルスクアを含む相談への的確な対応ができるようになる。(毎年度研修2回開催、受講者年間100名以上)	精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等を対象にメンタルヘルス関連の研修を開催する。	精神保健福祉業務従事者や教職員、医療機関従事者等を対象にメンタルヘルスに関する研修を開催した。 ・開催回数 13回 ・参加者 435人	A	—	精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等を対象にメンタルヘルス関連の研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター	
7	1 (1) ④	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	5,337,313	府内19公園において、府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充による快適な生活環境づくり	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。 災害発生時の避難場所や活動拠点となる防災公園の整備や、効率的な維持管理による施設の長寿命化。	19公園において事業を推進した。	A	5,522,830	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。 災害発生時の避難場所や活動拠点となる防災公園の整備や、効率的な維持管理による施設の長寿命化。	都市整備部	公園課	
8	1 (1) ⑤	災害時のこころのケアに関する研修	災害時における身体的および心理的反応や支援者のセルフケアについて研修を行う。	—	市町村や民間の相談機関等の災害時対応職員が、大規模災害時に被災者等のこころのケアを行うことができる。(毎年度研修1回以上開催、受講者年間40名以上)	市町村や民間の相談機関等の災害時対応職員対象に、災害時等のこころのケアに関する研修を開催する。	市町村や民間の相談機関等の災害時対応職員対象に、災害時等のこころのケアに関する研修を開催した。 ・開催回数 1回 ・参加者 40人	A	—	市町村や民間の相談機関等の災害時対応職員対象に、災害時等のこころのケアに関する研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター	
9	1 (2) ①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	22,132	・精神疾患のある方が医療機関につながる ・精神疾患に関する早期治療や精神障がい者の社会復帰が促進される ・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	こころの健康相談事業 相談・訪問件数: 25,647件	A	24,478	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	健康医療部	地域保健課(保健所)	
10	1 (2) ①	こころの電話相談	こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のための電話相談を実施する。	3,233	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	①こころの電話相談を実施 ②電話相談対応力向上のため、事例検討会を5回実施	①こころの電話相談は月・火・木・金曜日の9:30~17時で実施。延べ相談件数は2,090件 ②全ての電話相談員を対象とした事例検討会を5回実施した。	A	3460	①こころの電話相談を実施 ②電話相談対応力向上のため、事例検討会を5回実施	健康医療部	こころの健康総合センター	
11	1 (2) ①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	22,355	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	①こころの健康相談統一ダイヤルを実施 ②電話相談対応力向上のため、「ゲートキーパー養成研修」を3回、事例検討会を5回実施	①こころの健康相談統一ダイヤルを月～金曜日、9時30分～17時に実施:延べ6,931件 令和5年9月と令和6年3月に自殺予防集中電話相談を実施:9月1,088件、3月962件 ②電話相談員対象の「ゲートキーパー研修」を4回、事例検討会を5回実施。	A	24754	①こころの健康相談統一ダイヤルを実施 ②電話相談対応力向上のため、「ゲートキーパー養成研修」を2回、事例検討会を5回実施	健康医療部	こころの健康総合センター	
12	1 (2) ②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	1,393	・勤務問題等を理由とする自殺の防止 ・専門相談:毎月5回 相談者 600人	○専門相談 ・毎月5回	○専門相談 ・開催回数 毎月5回 ・相談者 35人	A	1,395	○専門相談 ・毎月5回	商工労働部	労働環境課 相談G	
13	2 (1) ①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う	—	インターネットの活用により自殺や自殺関連事象等の正しい知識の普及が図られるようになる。	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	自殺対策に関するホームページの更新(計43回)	A	—	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	健康医療部	こころの健康総合センター	
14	2 (1) ①	若年層向け相談窓口案内サイトの運営	メンタルヘル스에不調を抱える若者が相談窓口につながるよう、若者向け相談窓口案内サイトを運営する。	—	若者が相談窓口を認知することができる。 ○年間アクセス数:10,000以上	若年層向け相談窓口案内サイト「大阪こころナビ」を運営し、9月及び3月にサイトの周知を実施する。	R5年度実績 広告配信回数:5,485,462回 クリック数:18,093 大阪こころナビ訪問数:22,858人	A	—	若年層向け相談窓口案内サイト「大阪こころナビ」を運営し、9月及び3月にサイトの周知を実施する。	健康医療部	地域保健課	
15	2 (2) ①	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	—	うつ病の症状に早期に気づき、医師等の専門家に相談できるようなる。 (うつ病に関するリーフレットの配布数毎年度50部以上)	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	うつ病についてのリーフレットの配布(計317部)	A	—	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター	
16	2 (2) ①	リーフレット作成・パネル作成貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸し出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	—	うつ病やアルコール依存症等の精神疾患、メンタルヘルス、自殺対策に関する正しい知識の普及を図る。(リーフレット等の配布毎年度1,500部以上)	うつ病やアルコール依存症等についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	うつ病やストレス関連のリーフレットの作成(計16,000部) うつ病やストレス関連のリーフレットの配布(計24,130部)	A	—	うつ病やアルコール依存症等についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター	

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算(千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算(千円)	事業見込み	担当部局	担当課
17	2 (2) ② エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層への支援について理解を深めるための普及啓発講習会の開催	初めてHIV等業務に従事する保健師等が、MSM(男性間で性的行為を行う者)等の個別施策層への理解を深め、HIV等検査時の支援、HIV/AIDS等の性感染症の予防啓発に繋がられるようになる(活動指標:基礎知識、面接技術、性の多様性、HIV陽性者支援等に係る研修会を継続的に開催する)	706	①HIV/AIDS基礎研修→7月に2回に分けて実施予定(オンライン形式)※他団体主催の基礎研修の推薦も併せて実施 ②エイズカウンセリング研修(基礎編)→9月に対面式で1回実施予定 ③エイズカウンセリング研修(応用編)→10月に対面式で1回実施予定 ④HIV検査相談指導者研修会→公益財団法人エイズ予防財団主催のHIV検査相談研修会(オンライン形式:8月2回)の推薦は実施予定 ⑤性感染症予防講習会→1回実施予定 ⑥STI学習会→NPO法人の協力を得て1回以上実施予定	①HIV/エイズ基礎研修参加者数:当課主催26名、他団体主催(当課より推薦)15名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編)参加者数:13名 ③エイズカウンセリング研修(応用編)参加者数:12名 ④HIV検査相談研修会参加者数:他団体主催(当課より推薦)8名 ⑤性感染症予防講習会参加者数:58名 ⑥STI学習会参加者数:23名	A	706	①HIV/エイズ基礎研修→7月に2回に分けて実施予定(オンライン形式)※他団体主催の基礎研修の推薦も併せて実施 ②エイズカウンセリング研修(基礎編)→9月に対面式で1回実施予定 ③エイズカウンセリング研修(応用編)→10月に対面式で1回実施予定 ④HIV検査相談研修会→他団体主催のHIV検査相談研修会(オンライン形式:8月2回)の推薦は実施予定 ⑤性感染症予防講習会→1回実施予定 ⑥STI学習会→NPO法人の協力を得て1回以上実施予定	健康医療部	感染症対策課
18	2 (2) ② 依存症に関する普及啓発	リーフレットやホームページ、セミナー等の機会を通じて、依存症の正しい知識の普及啓発を行う。	若年層を対象とした予防啓発の強化や依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進を行っていく。 ・高等学校等における予防啓発授業等の実施率 R7年度末まで毎年度100% ※R5年度は実施時期が下半期となるため、半数の50%とする。 ・教員向け研修会の参加者数 R7年度末まで毎年度100名以上 ・依存症総合ポータルサイトのアクセス数 R7年度末まで毎年度2万件以上 ※R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件とする。 ・府民セミナー・シンポジウムの参加者数 R7年度末まで毎年度2,000名以上	14,252	・若年層への予防啓発強化のため、児童・生徒や大学・専修学校、若年層に関わる機会がある人たち等への普及啓発を行う。 ・依存症総合ポータルサイトの構築及び運用を行っていく。 ・府民に対して依存症に関する正しい知識の普及及び相談機関周知のためのセミナーを開催する。 ・ギャング等依存症問題啓発月間やアルコール関連問題啓発週間に多様な関係機関と連携した普及啓発を行う。	若年層を対象とした予防啓発の強化や依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進を行っていく。 ・高等学校等における予防啓発授業等の実施率100% ・教員向け研修会(出講研修会含む)の参加者数286名 ・依存症総合ポータルサイトのアクセス数 1万件 ・府民セミナー・シンポジウムの参加者数 約1,950名	A	30,074	・若年層への予防啓発強化のため、児童・生徒や大学・専修学校、若年層に関わる機会がある人たち等への普及啓発を行う。 ・依存症総合ポータルサイトの運用を行っていく。 ・府民に対して依存症に関する正しい知識の普及及び相談機関周知のためのセミナーを開催する。 ・ギャング等依存症問題啓発月間やアルコール関連問題啓発週間に多様な関係機関と連携した普及啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
19	2 (3) ① ② 自殺予防週間・自殺対策強化月間における普及啓発	自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)に、自殺予防に関することや相談窓口について重点的に周知・啓発を行う。また、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう情報提供等を行う。	重点的に周知・啓発を実施することで自殺対策に関する府民の理解が深まる。 ○府政だより掲載:年2回	-	・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に府政だよりや府WEBサイト等にて情報発信を行う。 ・市町村に対して、相談窓口情報を提供し啓発を依頼する。	・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に府政だよりや府WEBサイト等にて情報発信を行った。 ・市町村あてに周知啓発資料の提供とともに啓発を依頼した。 ・令和5年度普及啓発事業・イベント等実施市町村 自殺予防週間:31市町村 自殺対策強化月間:33市町村	A	-	・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に府政だよりや府WEBサイト等にて情報発信を行う。 ・市町村に対して、相談窓口情報を提供し啓発を依頼する。	健康医療部	地域保健課
20	2 (4) ① 人権啓発事業	性的マイノリティに関しての正しい知識の普及啓発を行う。性の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくす。	性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深める。	5,677	性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組 ①啓発冊子【大阪府人権白書「ゆまにてなになわ 38」】(墨字版:30,000部、点字版:200部、デジタルブック) ②性的マイノリティの啓発リーフレット作成 ③性の多様性に関する啓発動画 ④デジタルサイネージ ⑤府職員向け研修 ⑥パートナーシップ宣誓証明制度の周知・運用	性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組 ①啓発冊子【大阪府人権白書「ゆまにてなになわ 38」】(墨字版:30,000部、点字版:200部、デジタルブック) ②性的マイノリティの啓発リーフレット作成 ③性の多様性に関する啓発動画 ④デジタルサイネージ ⑤府職員向け研修 ⑥パートナーシップ宣誓証明制度の周知・運用	A	6,045	性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組 ①啓発冊子【大阪府人権白書「ゆまにてなになわ 39」】(墨字版:30,000部、点字版:200部) ②性的マイノリティの啓発ポスター作成 ③性の多様性に関する啓発動画 ④デジタルサイネージ ⑤府職員向け研修 ⑥パートナーシップ宣誓証明制度の周知・運用	府民文化部	人権局
(再) 21	3 (1) ① こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	・精神疾患のある方が医療機関につながる ・精神疾患に関する早期治療や精神障がい者の社会復帰が促進される ・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	22,132	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	こころの健康相談事業 相談・訪問件数:25,647件	A	24,478	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	健康医療部	地域保健課 (保健所)
(再) 22	3 (1) ① こころの電話相談	こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のための電話相談を実施する。	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	3,233	①こころの電話相談を実施 ②電話相談対応力向上のため、事例検討会を5回実施	①こころの電話相談は月・火・木・金曜日の9:30~17時で実施。延べ相談件数は2,090件 ②全ての電話相談員を対象とした事例検討会を5回実施した。	A	3,460	①こころの電話相談を実施 ②電話相談対応力向上のため、事例検討会を5回実施	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 23	3 (1) ② こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	22,355	①こころの健康相談統一ダイヤルを実施 ②電話相談対応力向上のため、「ゲートキーパー養成研修」を3回、事例検討会を5回実施	①こころの健康相談統一ダイヤルを月~金曜日、9時30分~17時に実施。延べ6,931件 令和5年9月と令和6年3月に自殺予防集中電話相談を実施:9月1,088件、3月962件 ②電話相談員対象の「ゲートキーパー研修」を4回、事例検討会を5回実施。	A	24,754	①こころの健康相談統一ダイヤルを実施 ②電話相談対応力向上のため、「ゲートキーパー養成研修」を2回、事例検討会を5回実施	健康医療部	こころの健康総合センター
24	3 (1) ③ 相談機関等の啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児童問題等自殺の要因に繋がる各相談機関等を広く府民に啓発する冊子等の作成、WEB掲載。	様々な相談機関等についての情報が広く府民に周知される。 (冊子等の毎年度配布数3,000部以上)	-	様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知する。	相談窓口のリーフレットの配布(計15,198部)	A	-	様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知する。	健康医療部	こころの健康総合センター
25	3 (1) ④ 総合相談事業交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付。	市町村の人権相談機能の充実・強化を図り、府民が身近なところで安心して相談できる体制を作る。	262,900	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を交付する。	259,606千円	A	262,900	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を交付する。	府民文化部	人権局
26	3 (2) ① 児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。 児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に報告を行う。	-	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。 児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に報告を行う。	児童虐待が疑われる事案として、警察が子ども家庭センターへ通告した通告児童数(令和5年) 13,216人	A	-	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。 児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に報告を行う。	大阪府警	少年課

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令和5年度の取組み状況の評価】  
A:達成度が75%以上100%  
B:達成度が50%以上75%未満  
C:達成度が25%以上50%未満  
D:達成度が25%未満

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和5年度				令和6年度					
			令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部署	担当課	
27	3 (2) ① SNSを活用した児童虐待防止相談事業	児童虐待の防止・予防に向けた取組の1つとして、気軽に悩みを相談できる環境整備のため、LINEを活用した相談窓口を設置。	18,240件 ※本事業は単年度契約を行っているものであり、令和10年度までの事業予算を認められているものではないため、令和5年度事業見込みに6倍した件数を令和10年度までの活動指標とする。	64,833	3,040件 ※本事業はLINE相談対応に係る人件費に基づき予算計上していることから、相談件数などの事業見込みを設定するものではない。よって、令和5年度の事業見込みについては、令和4年度の相談件数実績と同数とする。	3379件	—	A	61,007	3379件 ※本事業はLINE相談対応に係る人件費に基づき予算計上していることから、相談件数などの事業見込みを設定するものではない。よって、令和6年度の事業見込みについては、令和5年度の相談件数実績と同数とする。	福祉部	家庭支援課
28	3 (2) ① ・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 66日138講座(11日23講座を6倍した数値)	1,906	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日23講座	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日23講座	—	A	1,906	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 9日23講座	福祉部	家庭支援課
29	3 (2) ② 被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性が対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	—	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応したほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進する。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応したほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を実施した。	—	A	—	被害者の心情に配慮して事情聴取等にあたる警察職員を選定して対応したほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進する。	大阪府警	府民応接センター
30	3 (2) ② 男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する。	相談しづらい男性性被害の相談先として定着させ、男性性被害の社会的認知を高めるとともに被害の潜在化防止を図る。	450	電話相談 20件	電話相談 30件	—	A	450	電話相談 30件	政策企画部	治安対策課
31	3 (3) ① 多重債務者対策事業	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	返済困難者相談を担当する市町村に対し、市町村における相談窓口対応の充実や府域全体の連携強化を図るため、各種支援を行う。	158	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	・市町村向け連絡会議の開催(R5.5.17) ・市町村向け債務整理研修会の開催(R5.11.7) ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) →河内長野市に5月 10月に各1回派遣 ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催) →高槻市に2月に派遣	—	A	158	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	商工労働部	金融課
32	3 (3) ② 生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	89,779	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・任意事業未実施自治体を中心に市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加	・市町村連絡会議、従事者研修を開催 ・市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加 ・認定訓練事業の周知機会の調整	—	A	83,383	・市町村連絡会議、従事者研修を開催 ・市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加 ・認定訓練事業の周知	福祉部	地域福祉課
33	3 (3) ③ 各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問や電話連絡等を必要な回数実施	—	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問や電話連絡等を必要な回数実施	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問や電話連絡等を必要な回数実施 令和5年度 計画件数=2897件、実績件数=2505件	—	A	—	郡部福祉事務所(子ども家庭センター3か所)からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要な回数実施	福祉部	社会援護課
34	3 (4) ① 労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	・安定した労使関係構築の支援	38,151	○労働相談の実施 ・通年	○労働相談 ・開催回数 通年 ・相談件数 15,476件	—	A	42,125	○労働相談の実施 ・通年	商工労働部	労働環境課 相談G
35	3 (4) ① 労働情報発信ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	・安定した労使関係構築の支援 ・府内7地域で開催 ・相談者 200人 ・情報提供 18,000件	38,151(労働相談等事業費の一部及び937(勤労者生活安定化事業費)の一部)	○府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	○大阪市17回・北大阪7回・阪南5回・中河内1回 ・開催回数 30回 ・相談者 51人 ・情報提供数 2,595件 ・セミナー参加者 106人	—	A	42,125(労働相談等事業費の一部及び937(勤労者生活安定化事業費)の一部)	○府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	商工労働部	労働環境課 相談G
(再) 36	3 (4) ② メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	・勤務問題等を理由とする自殺の防止 ・専門相談:毎月5回 相談者 600人	1,393	○専門相談 ・毎月5回	○専門相談 ・開催回数 毎月5回 ・相談者 35人	—	A	1,395	○専門相談 ・毎月5回	商工労働部	労働環境課 相談G
37	3 (4) ③ OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	419,991	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	就職決定者数 年間8,012人(関連事業含む)	—	A	440,652	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	商工労働部	就業促進課 就業支援G
38	3 (4) ④ 大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から49歳までの若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間132人(大阪府地域若者サポートステーション)	—	就職決定者数 年間132人(大阪府地域若者サポートステーション)	就職等件数 年間111人(大阪府地域若者サポートステーション)	—	A	31,581	就職等件数 年間132人(大阪府地域若者サポートステーション)	商工労働部	就業促進課 就業支援G
39	3 (5) ① 難病患者の支援	府保健所において、難病患者への訪問や、地域の関係機関と連携して、難病患者の相談・支援を行う。	難病患者の支援ニーズを把握し、関係機関と連携して、療養生活、就労・就学や治療との両立など幅広く難病患者の療養支援を行う(訪問2,700件 件、面接6,500件、電話8,000件)。また、地域での療養に関する課題の共有や解決に向け、支援関係機関が参加する地域ネットワーク会議を開催(9回以上/年度)し、地域全体での療養支援体制の充実を目指す。	6,335	・訪問:2,000件/年度 ・面接:6,000件/年度 ・電話:7,500件/年度 ・地域ネットワーク会議:9回/年度	訪問:2,243件 面接:6,971件 電話:7,600件 ネットワーク会議:11件(地域ネットワーク会議、2次医療圏会議含む)	—	A	7,167	・訪問:2,000件/年度 ・面接:6,500件/年度 ・電話:7,500件/年度 ・地域ネットワーク会議:9回/年度	健康医療部	地域保健課
40	3 (5) ② がん診療拠点病院に設置されたがん相談支援センターなどにおけるがん患者及び家族に対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を案内	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を周知する。	—	相談者に対して、適切な相談機関・窓口の周知に努める。	相談者に対して、適切な相談機関・窓口の周知をした。	—	A	—	相談者に対して、適切な相談機関・窓口の周知に努める。	健康医療部	健康づくり課

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A:達成度が75%以上100%  
B:達成度が50%以上75%未満  
C:達成度が25%以上50%未満  
D:達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
41	3 (5) ③ 自殺対策人材養成研修及び 自殺総合対策相談対応啓発資料	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	高齢者の支援機関等が開催する会議や研修等で高齢者の自殺対策について情報提供し、正しい知識・対応についての理解が深まる。 (毎年度1回以上)	—	高齢者の支援機関等が開催する会議や研修等で高齢者の自殺対策について情報提供する。	市町村高齢担当課、地域包括支援センター対象の研修会で自殺対策についての講義を行った。 ・1回143名受講 市町村高齢担当課、地域包括支援センター、介護支援専門員対象の会議や研修会等で高齢者の自殺対策、相談窓口一覧のチラシを配布。 ・相談窓口のチラシの配布 (計3709部)	A	—	高齢者の支援機関等が開催する会議や研修等で高齢者の自殺対策について情報提供する。	健康医療部	こころの健康総合センター
42	3 (6) ① 男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図る。	25,004の一部	電話相談 第2、3土曜日 11:00～15:00 第1、4水曜日 16:00～20:00	電話相談 252件	A	25,004の一部	電話相談 第2、3土曜日 11:00～15:00 第1、4水曜日 16:00～20:00	府民文化部	男女参画・府民協働課
43	3 (6) ① 女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。 また、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図る。	25,004	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00 電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00 SNS相談 第1～4火曜日 12:00～18:00 第1・3土曜日 10:00～15:00 法律相談 年18回	面接相談 1,216件 電話相談 2,373件 SNS相談 205件 法律相談 42件	A	25,004	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00 電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00 SNS相談 第1～4火曜日 12:00～18:00 第1・3土曜日 10:00～15:00 法律相談 年18回	府民文化部	男女参画・府民協働課
44	3 (6) ① 困難・課題を抱える女性に対するつながりサポート事業「女性のためのコミュニティスペース」	ドーンセンターにおいて、カウンセラー等の資格をもつ女性の支援スタッフによる情報提供のほか、交流会の開催や、必要に応じた生活用品等の提供を実施。	関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図る。	14,195	火～金 13:00～18:00 土 11:00～18:00 日・祝 11:00～17:00	来所者数 1,286人	A	14,157	火～金 13:00～18:00 土 11:00～18:00 日・祝 11:00～17:00	府民文化部	男女参画・府民協働課
45	3 (7) ① 孤独・孤立対策	・孤独・孤立対策関係課長会議の開催 ・「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」を活用した関係機関との連携体制の構築等	・官民連携での孤独孤立対策の実施。	—	・国での孤独・孤立の政策の方向性を踏まえ、国からの情報を関係課・市町村へ共有を行う。	・「孤独・孤立対策推進法の公布」や「孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの発出」等の国通知を庁内関係課や市町村担当課へ周知し、孤独・孤立施策の情報共有を図った。 ・市町村職員等を対象とした孤独・孤立の支援に向けた包括的支援体制の整備に関する研修会や「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」参画団体に対して団体同士の連携しやすい関係づくりに向けた意見交換会の開催 ・孤独・孤立対策強化月間において、府HP等を活用し孤独・孤立対策への啓発や相談窓口の周知の強化を図る。	A	—	・国からの情報を庁内関係課や市町村担当課へ周知し、孤独・孤立施策の情報共有を行う。 ・「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」参画団体に対して団体同士の連携しやすい関係づくりに向けた意見交換会の開催 ・孤独・孤立対策強化月間において、府HP等を活用し孤独・孤立対策への啓発や相談窓口の周知の強化を図る。	福祉部	地域福祉課
46	3 (7) ② ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり状態にある本人等から電話で相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修等、市町村等の支援者に対する後方支援を実施。また、市町村の支援ネットワークづくりに向けた助言・支援を行う。	ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになる。	9,522	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・分析 ④保健所等での家族教室、研修会の運営支援	①大阪府内(堺市・大阪市除く)の相談支援機関の情報収集:(電話・訪問)55件 ②コンサルテーション事例数:(電話・訪問)143件 ③専門相談によるコンサルテーションを実施しノウハウを蓄積。 ④保健所等へ家族教室に関するノウハウや情報の提供を実施。	A	10,480	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・分析 ④保健所等での家族教室、研修会の運営支援	福祉部 (健康医療部)	地域福祉課 (こころの健康総合センター)
47	3 (7) ② ひきこもり当事者会・家族会等の開催	・ひきこもり女子会の開催 ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催	市町村における青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援、ネットワークを構築する。	1,500	ひきこもり女子会の実施(府内3カ所)	・ひきこもり女子会の開催 →参加者数 ①令和5年9月22日(金) 東大阪市:47名 ②令和6年1月24日(水) 和泉市:24名 ③令和6年2月27日(火) 富田林市:26名  ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催 →参加者数 令和5年10月5日(木)講演会:76名(交野市) 令和5年11月17日(金)対話交流イベント:24名(泉大津市)	A	2,976□	・ひきこもり女子会の開催(府内3市) ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催(府内各1市)	福祉部	子ども青少年課
48	3 (8) ① 関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関等の様々な相談窓口の職員が、依存の問題に気づき、必要に応じて依存症の専門相談窓口につなげるなど、適切に対応できるようにする。	1,379	①関係機関職員専門研修:基礎研修を2回/年、実践研修を2回/年、強化研修を2回/年実施。 ②医療機関職員専門研修:依存症医療研修3回/実施。	①関係機関職員専門研修 ・8回 532人 ②医療機関職員専門研修 ・3回 149人	A	1,439	①関係機関職員専門研修:基礎研修を2回/年、実践研修を2回/年、強化研修を2回/年実施。 ②医療機関職員専門研修:依存症医療研修3回/実施。	健康医療部	こころの健康総合センター
49	3 (8) ① 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定と公表	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関について選定し、ホームページ等において公表を行う。	地域の身近な医療機関で、依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につなげられる体制を構築する。	—	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行った。	A	399 No.18に一部重複計上	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	健康医療部	地域保健課
50	3 (8) ① ギャンブル等依存症対策推進体制の整備	・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議、依存症対策庁内連携会議、依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症推進部会により、関連機関等や庁内関係部局と連携を図り、ギャンブル依存症対策の取組みを推進する。 ・市町村ギャンブル等依存症主管課に対して、啓発や対応力向上に関する情報の共有を図る。	ギャンブル等依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	2,153 No.51に一部重複計上	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施する。 ・依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会、(仮称)大阪依存症センター機能検討会議を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施した ・依存症関連機関連携会議2回 ・ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会2回 ・(仮称)大阪依存症センター機能検討会議2回開催 ・市町村依存症対策担当者会議の開催	A	1,360 No.51に一部重複計上	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施する ・依存症関連機関連携会議2回 ・ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会2回 ・(仮称)大阪依存症センター機能検討会議2回開催 ・市町村依存症対策担当者会議の開催 ・市町村依存症対策担当者会議の開催において、各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る	健康医療部	地域保健課 こころの健康総合センター

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
51	3 (8) ①	アルコール健康障がい対策推進体制の整備	・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村アルコール健康障がい対策主管課に対して、啓発や相談対応力向上等に資する情報の共有を図る。	1,102	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・第2期アルコール健康障がい対策推進計画を策定する。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行った。 ・第2期アルコール健康障がい対策推進計画を策定した。 ・依存症関連機関連携会議2回 ・アルコール健康障がい対策部会1回開催。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催。	A	800	・第2期アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議において各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
52	3 (8) ①	薬物依存症対策推進体制の整備	依存症に関連した医療機関や関係団体等で構成する依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会において、薬物依存症対策について検討を行う。	733	依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会を開催する。その他、会議等で薬物依存に関する取組みの情報共有を図る。	・依存症関連機関連携会議2回 ・薬物依存症地域支援体制推進部会2回	A	362	依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会を開催する。その他、会議等で薬物依存に関する取組みの情報共有を図る。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
53	3 (8) ①	SNS等を活用した相談支援	依存症の本人及びその家族が気軽に相談できるようにSNS相談やLINEを活用したAIチャットボット応答システム等により相談支援を行う。	28,244	・大阪依存症ほっとラインの広報周知を行い、相談数の増加をめざす。 ・AIチャットボット応答システムの構築及び運用を行う。	・相談拠点及び依存症ほっとライン(SNS相談)の相談数 R5年度末1.4倍(約4,600件) ・AIチャットボット応答システムの構築及び運用を行った。	A	22063	・大阪依存症ほっとラインの広報周知を行い、相談数の増加をめざす。 ・AIチャットボット応答システムの運用を行う。	健康医療部	地域保健課
54	3 (9) ①	薬事監視指導	薬物監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒物及び劇物の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	-	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒薬及び劇薬による自殺の予防につなげる。	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。	A	-	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。	健康医療部	薬務課
55	3 (9) ②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	-	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導をする。	事業実績:195	A	-	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導をする。	健康医療部	薬務課
56	3 (10) ①	自殺につながる情報の削除依頼	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者を特定し、掲示板管理者や自殺企図者に対し、当該情報の削除依頼を推進する。	-	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を行った。	A	-	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	大阪府警	生活安全総務課
57	3 (10) ②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	-	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	非行防止教室等の機会を利用して、事業者と連携してインターネット安全利用教室を実施し、より効果的な啓発活動を行った。 令和5年度中は、非行防止教室を2,403回実施した。	A	-	引き続き、自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防止するため、教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	大阪府警	少年課
58	3 (10) ②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	¥71	フィルタリングの普及啓発チラシやリーフレットを配布しフィルタリングを普及する。	・リーフレットに記載する相談窓口1件追加。 ・各市町村担当課・青少年行政主管課、庁内関係機関・相談窓口、府立中学校、国立中学校、私立中学校、支援学校、各種学校あてにリーフレットを送付(配布部数合計85,520部) ・他にも各イベント等に配布。	A	-	・各市町村の担当課にリーフレットの希望部数を照会、希望に応じて作成・送付。 ・各市町村青少年行政主管課、庁内関係機関・相談窓口、府立中学校、国立中学校、私立中学校、支援学校、各種学校あてには、例年通りリーフレットを一定部数送付。	福祉部	子ども青少年課
59	3 (10) ③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	-	いじめや犯罪被害の未然防止や早期発見をめざす。定期的なアドバイザー会議等を年2回開催及び相談への対応	アドバイザー会議:2回 連絡会議:2回 相談件数:2件	A	-	アドバイザー会議等の開催 相談対応実施	教育庁	小中学校課
60	3 (10) ③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う	-	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に実施する。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に実施した。	A	-	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に実施する。	大阪府警	生活安全総務課
61	3 (10) ④	インターネット上の人権侵害の解消促進事業	インターネット上の人権侵害の解消促進に向けた取組みを行う。	43,214	インターネット上の人権侵害の解消促進に向けた取組 ①相談窓口 相談件数:1,500件(12か月) ②ターゲティング広告による啓発 5媒体(Yahoo!,Google,YouTube,Twitter,LINE) ③研修用教材の制作 ④デジタルサイネージを活用した広報・啓発	①相談窓口 相談件数:166件(5か月) ②ターゲティング広告による啓発 R5.9.1~12.31、R6.1.31~3.31の全期間、全媒体で目標クリック数を達成 ③研修用教材の制作 人権啓発教材冊子「インターネットと人権」10,000部 ④デジタルサイネージを活用した広報・啓発 阪急梅田エントランスビジョン …R5.11.6~11.12、R6.3.18~3.24 天王寺駅東口マルチビジョン …R5.11.13~11.19、R6.3.4~3.10 EDION VISIONなんば …R5.11.20~11.26、R6.3.11~3.17	A	52,312	インターネット上の人権侵害の解消促進に向けた取組 ①相談窓口 相談件数:1,500件(12か月) ②ターゲティング広告による啓発 2媒体(X,YouTube) ③デジタルサイネージを活用した広報・啓発 ④プロスポーツチームとの連携 ⑤学校や事業者向け出前講座の実施	府民文化部	人権局
62	3 (11) ①	大阪府自殺対策推進本部実務担当者会議	庁内関係部局が連携して取組めるよう、大阪府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	-	自殺の危険性を高める様々な問題に対し、各支援窓口等が連携して適切な支援が行えるよう庁内関係部局が連携できている。 ○実務担当者会議:年1回以上	実務担当者会議を実施し、府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	A	-	実務担当者会議を実施し、府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	健康医療部	地域保健課

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
63	4 (1) ① 自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症、自殺未遂、自死遺族など、自殺のハイリスク要因をもっている人(特に若年者や女性)等に対応する支援者に専門的・実践的な研修を行う。	保健所、市町村、医療機関、教育機関等の支援者が自殺対策研修を受講し実践的・専門的な支援をすることが出来るようになる。(毎年度研修6回以上開催)	722,200	支援者が実践的・専門的な支援をすることが出来るよう、自殺対策研修を開催する。	ゲートキーパー養成養成、こころの健康について考えよう(SOSの出し方教育)テキスト講習会や自殺未遂者支援、若年層向け電話相談対応、若年層自殺対策、自死遺児支援等をテーマに自殺対策研修を実施した。 ・16回 483名受講	A	722,200	支援者が実践的・専門的な支援をすることが出来るよう、自殺対策研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター
64	4 (1) ① 自殺対策人材養成研修	自殺未遂者への支援(過量服薬や自傷行為への理解など含む)や自殺に関する研修会を開催する。	過量服薬や自傷行為など自殺未遂に関する理解が深まる。(毎年度研修1回以上開催)	-	自殺未遂支援に関する研修会を開催する。	自殺未遂者支援研修を1回実施。 ・20名受講 保健所職員を対象とした精神保健福祉業務従事者研修【ベーシック研修A】を開催し、自殺未遂者への支援について講義した。 ・14名受講	A	-	自殺未遂支援に関する研修会を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター(業務課)
65	4 (1) ① 自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	支援者が自殺念慮や自傷行為などに関する理解が深まる。(毎年度研修4回以上開催)	-	現場のニーズに合ったテーマの研修を実施し、精神保健福祉関係職員、学校関係者等のスキルアップを図る	自殺対策研修を実施。 ・16回 483名受講	A	-	現場のニーズに合ったテーマの研修を実施し、精神保健福祉関係職員、学校関係者等のスキルアップを図る	健康医療部	こころの健康総合センター
66	4 (2) ① 自殺対策人材養成研修	市町村自殺対策担当者に対して、関係団体や民間団体等と連携して地域の自殺者の状況や実情に応じた自殺対策の推進に必要な研修等を実施する。	市町村が関係団体や民間団体の支援内容を理解して自殺対策に取り組むようになる。(毎年度研修1回以上開催)	-	民間団体の活動を紹介する内容の研修を実施する。	民間団体等の活動を紹介する自殺対策研修を開催。 ・2回 19名の市町村職員が受講	A	-	民間団体の活動を紹介する内容の研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
67	4 (2) ① 大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となれるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲートキーパー研修を開催できるようになる。(講師養成毎年度40名以上)	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう講師を養成する。	テキスト講習会を2回実施。 47名受講	A	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう講師を養成する。	健康医療部	こころの健康総合センター
68	4 (2) ① 自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象に高齢者の自殺の状況等の情報提供を行い、地域でのゲートキーパー養成に繋げる。	市町村高齢介護担当者対象の会議や研修等で高齢者の自殺の状況等の情報提供を行い、正しい知識・対応についての理解が深まる。(毎年度1回以上)	-	市町村高齢介護担当者対象の会議や研修等で高齢者の自殺対策について情報提供を行う。	市町村高齢担当課、地域包括支援センター対象の研修会で自殺対策についての講義を行い、高齢者の自殺対策、相談窓口一覧のチラシを配布。地域でゲートキーパー研修の受講について案内した。 ・1回143名受講 ・相談窓口のチラシの配布(計209部)	A	-	市町村高齢介護担当者対象の会議や研修等で高齢者の自殺対策について情報提供を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
69	4 (2) ② 民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、要支援者への支援の仕方や相談・応接の技術などの研修を実施。目標:オンライン研修の活用を含め、毎年度9回程度開催。	6,211	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【集合研修延べ6日及び一定期間内のオンデマンドオンライン研修3回:参加者予定:2,300人】	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施延べ実施回数9回、延べ参加者数1,496人	A	6,211	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【集合研修延べ7日及び一定期間内のオンデマンドオンライン研修3回:参加者予定:2,300人】	福祉部	地域福祉課
70	4 (2) ③ 大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	市町村等が主催し、地域でゲートキーパーの役割を担う人が増える。(毎年度受講者1000名以上)	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう講師を養成する。	大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを活用し地域でゲートキーパー研修を開催。 ・実施機関数(延数)47件 ・受講者数1,192名	A	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう講師を養成する。	健康医療部	こころの健康総合センター
71	4 (3) ① 労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスケアを必要とする労働相談への確かな対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい知識等の習得により、メンタルヘルスケアを含む相談への的確な対応ができるようになる。 ・研修及び情報交換会の実施(毎年各2回)	38,151(労働相談等事業費)の一部及び1,393(地域自殺対策強化運営費)の一部	○研修会及び情報交換会開催 開催回数 各2回	○労働相談関係機関担当者等研修 ・開催回数 6回 ・参加者 362人 ○情報交換会 ・開催回数 2回 ・参加者 37人	A	42,125(労働相談等事業費)の一部及び937(勤労者生活安定化事業費)の一部	○研修会及び情報交換会開催 開催回数 各2回	商工労働部	労働環境課 相談G
72	4 (3) ② メンタルヘルスに関するリーフレット等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	窓口担当者がメンタルヘルスについての正しい知識が普及を得る。	-	ハローワーク等の相談窓口等にメンタルヘルスに関するリーフレット等を配布する。	多重債務相談担当者に相談窓口のチラシを配布(計51名)	A	-	ハローワーク等の相談窓口等にメンタルヘルスに関するリーフレット等を配布する。	健康医療部	こころの健康総合センター
73	4 (4) ① ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修がさらに様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材の見直しおよび改定を行う。	幅広いゲートキーパー養成に活用されるように既存教材の内容を随時更新する。	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト改定を行う。	・大阪府版ゲートキーパー養成研修 基礎情報編初級編を1,000部増刷。 ・大阪府版ゲートキーパー養成研修 ロールプレイ編 シナリオロールプレイを500部増刷。 ・大阪府版ゲートキーパー養成研修 講師用テキスト改訂(第3版)。	A	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト改定を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
74	4 (4) ① 自殺総合対策相談対応啓発資料	地域で標準化されたゲートキーパー研修がより効果的に開催できるように、ゲートキーパー啓発資料を配布する。	ゲートキーパーに関する正しい知識を普及する。(毎年度配布数50部以上)	-	ゲートキーパー啓発資料を配布やホームページ等で、ゲートキーパーに関する正しい知識が普及する。	ゲートキーパーに関する冊子の配布(計520部)	A	-	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト改定を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
75	4 (4) ① 自殺総合対策相談対応啓発資料	各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につながる、生きる支援をサポートするため相談先一覧を配布する。	相談窓口担当者が相談者に応じた適切な専門相談につなげることができる。(毎年度配布数1,000部以上)	-	相談先一覧を配布し、相談窓口担当者が相談者に応じた適切な専門相談につなげることができる。	相談窓口のリーフレットの配布(計15,198部)	A	-	相談先一覧を配布し、相談窓口担当者が相談者に応じた適切な専門相談につなげることができる。	健康医療部	こころの健康総合センター
76	4 (5) ① 自殺対策従事者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	自殺対策従事者が自身のこころの健康の重要性を理解する。(毎年度研修開催1回以上)	-	支援者のメンタルヘルスに関する研修を開催する。	市町村や民間の相談機関等の災害時対応職員対象に、災害時等のこころのケアに関する研修を開催した。 ・開催回数 1回 ・参加者 40名	A	-	支援者のメンタルヘルスに関する研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター
77	5 (1) ① 自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察で対応した自殺未遂者のうち、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対して、関係機関と連携し相談支援を行う。	警察や関係機関と連携して実施することで、自殺未遂者の抱える悩みが軽減することができる。 ○関係機関連絡会議や大阪弁護士会との事例検討会議:年1回以上	-	・各保健所において、警察等と連携し自殺未遂者への支援を実施する。 ・大阪府警、政令市と連絡会議を行う。 ・大阪弁護士会との事例検討会を実施する。	・警察からの「支援事案情報提供書」受理数(大阪市、堺市除く): 733件 ・総支援数: 7926件 ・府警と連絡会議を1回開催 ・弁護士会と行政機関との事例検討会に3回参加	A	-	・各保健所において、警察等と連携し自殺未遂者への支援を実施する。 ・大阪府警、政令市と連絡会議を行う。 ・大阪弁護士会との事例検討会を実施する。	健康医療部	地域保健課(保健所)

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算(千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算(千円)	事業見込み	担当部局	担当課
(再) 78	5 (1) ② ころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	・精神疾患のある方が医療機関につながる ・精神疾患に関する早期治療や精神障がい者の社会復帰が促進される ・府保健所(政令市を除く)のころの健康相談を実施	22,132	・府保健所(政令市を除く)のころの健康相談を実施	ころの健康相談事業 相談・訪問件数: 25,647件	A	24,478	・府保健所(政令市を除く)のころの健康相談を実施	健康医療部	地域保健課(保健所)
(再) 79	5 (1) ③ 関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関等の様々な相談窓口の職員が、依存の問題に気づき、必要に応じて依存症の専門相談窓口につなげるなど、適切に対応できるようになる。	1,379	①関係機関職員専門研修:基礎研修を2回/年、実践研修を2回/年、強化研修を2回/年実施。 ②医療機関職員専門研修:依存症医療研修3回/実施。	①関係機関職員専門研修 ・8回 532人 ②医療機関職員専門研修 ・3回 149人	A	1,439	①関係機関職員専門研修:基礎研修を2回/年、実践研修を2回/年、強化研修を2回/年実施。 ②医療機関職員専門研修:依存症医療研修3回/実施。	健康医療部	ころの健康総合センター
(再) 80	5 (1) ③ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定と公表	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関について選定し、ホームページ等において公表を行う。	地域の身近な医療機関で、依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につなげられる体制を構築する。	—	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行った。	A	399	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	健康医療部	地域保健課
(再) 81	5 (1) ③ ギャンブル等依存症対策推進体制の整備	・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議、依存症対策庁内連携会議、依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症推進部会により、関連機関等や庁内関係部局と連携を図り、ギャンブル依存症対策の取組みを推進する。 ・市町村ギャンブル等依存症主管課に対して、啓発や対応力向上に関する情報の共有を図る。	ギャンブル等依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	2,153	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施する。 ・依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会、(仮称)大阪依存症センター機能検討会議を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施した ・依存症関連機関連携会議2回 ・ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会2回(仮称)大阪依存症センター機能検討会議2回開催 ・市町村依存症対策担当者会議の開催	A	1,360	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施した ・依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会、を開催する ・(仮称)大阪依存症センターについては、機能検討会議における取りまとめを予定 ・市町村依存症対策担当者会議の開催において、各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る	健康医療部	地域保健課 ころの健康総合センター
(再) 82	5 (1) ③ アルコール健康障がい対策推進体制の整備	・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村アルコール健康障がい対策主管課に対して、啓発や相談対応力向上等に資する情報の共有を図る。	アルコール依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	1,102	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・第2期アルコール健康障がい対策推進計画を策定する。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行った。 ・第2期アルコール健康障がい対策推進計画を策定した。 ・依存症関連機関連携会議2回 ・アルコール健康障がい対策部会1回開催。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催。	A	800	・第2期アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議において各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	健康医療部	ころの健康総合センター 地域保健課
(再) 83	5 (1) ③ 薬物依存症対策推進体制の整備	依存症に関連した医療機関や関係団体等で構成する依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会において、薬物依存症対策について検討を行う。	薬物依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	733	依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会を開催する。その他、会議等で薬物依存に関する取組みの情報共有を図る。	・依存症関連機関連携会議2回 ・薬物依存症地域支援体制推進部会2回	A	362	依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会を開催する。その他、会議等で薬物依存に関する取組みの情報共有を図る。	健康医療部	ころの健康総合センター 地域保健課
(再) 84	5 (1) ③ SNS等を活用した相談支援	依存症の本人及びその家族が気軽に相談できるようにSNS相談やLINEを活用したAIチャットボット応答システム等により相談支援を行う。	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、抱える課題に応じて適切な相談支援を受けることができる体制を充実させる。 ・依存症ほっとライン(SNS相談)の相談数 R7年度末までに1.5倍【R4年度末 3,244件】	28,244	・大阪依存症ほっとラインの広報周知を行い、相談数の増加をめざす。 ・AIチャットボット応答システムの構築及び運用を行う。	・相談拠点及び依存症ほっとライン(SNS相談)の相談数 R5年度末1.4倍(約4,600件) ・AIチャットボット応答システムの構築及び運用を行った。	A	22,063	・大阪依存症ほっとラインの広報周知を行い、相談数の増加をめざす。 ・AIチャットボット応答システムの運用を行う。	健康医療部	地域保健課
85	5 (2) ① 夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間休日において、精神、身体合併症を患者を受入れた二次救急医療機関等が、直接精神科病院から電話コンサルテーションを受けることができるとともに、身体的な処置を終えた患者のうち、精神科治療が必要な患者を精神科病院につなぐ。	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神科的な支援を行う。 令和10年度:180件	73,654	合併症支援システム利用数:160件	合併症支援システム利用数:211件	A	73,355	合併症支援システム利用数 200件	健康医療部	地域保健課
86	5 (2) ② 精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施。	夜間・休日において、精神疾患の急変などにより緊急に診療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備する。 令和10年度 救急対応(入院・外来等)件数:1800件	138,675	救急対応件数:1,800件	救急対応件数:1,632件	A	138,173	救急対応件数:1,800件	健康医療部	地域保健課
87	5 (2) ② おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介。	精神疾患により自傷行為を繰り返す者が適切な医療機関の紹介を受けることができる。 令和10年度:18,000件	27,767	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数:17,000件	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数:18,785件	A	28,643	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数:18,000件	健康医療部	地域保健課
88	5 (2) ③ 妊産婦ころの相談センター事業	拠点機関に専属職員を配置し、メンタルヘル스에不調を抱えている妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。また、地域において、精神科医と産科医を助言者に招いた事例検討会を開催するなど産科と精神科の連携体制の構築を図る。	メンタルヘル스에不調を抱える妊産婦に対し、電話等による相談を実施する。 ○相談件数:450件以上	6,710	・メンタルヘル스에不調を抱える妊産婦に対し、電話等による相談を実施する。 ・地域において、事例検討会を開催する。	・相談件数481件、医師相談45件。 ・市町村支援として、精神科医と産科医を助言者とした事例検討会を2市に対し実施。 ・市町村母子保健担当課を対象に、妊産婦のメンタルヘルスに関するアンケートを実施し、市町村のメンタルヘルスに係る支援状況を調査。市町村の研修会等で報告、情報共有した。	A	6,710	・メンタルヘル스에不調を抱える妊産婦に対し、電話等による相談を実施する。 ・必要に応じて関係機関と連携して支援する。	健康医療部	地域保健課
89	5 (3) ① 子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障がいに対応するため、大阪精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	府内における地域との保健福祉教育関係機関等との連携会議の開催や症例検討会等を実施。参加する関係機関を拡大させる。 令和10年度:連携会議150件 症例検討会2回	11,767	連携会議、症例検討会実施件数:150件	連携会議、症例検討会実施件数:153件	A	11,767	連携会議、症例検討会実施件数:150件	健康医療部	地域保健課

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度				令和6年度			
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
90	5 (4) ① 大阪DPAT運営委員会	大規模災害時に精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制を整備するため、DPAT統括者、DPAT先遣隊隊員、精神保健医療関係者、災害医療関係者(災害医療コーディネーター等)による会議を行う。	災害時の精神保健福祉活動の体制が整備されている。年1回開催。	42	大阪DPAT運営委員会の開催	大阪DPAT運営委員会 1回開催	A	42	大阪DPAT運営委員会の開催	健康医療部	地域保健課
91	5 (4) ① 大阪DPAT養成研修・技能維持研修	大規模災害時に精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の人材を養成するための研修を開催する。	災害対策に取り組む精神科医療機関・行政機関職員の資質が向上する。 (毎年度研修開催1回以上)	—	大阪DPAT養成研修、技能維持研修を開催する。	大阪DPAT養成研修、大阪DPAT技能維持研修を開催。 ・大阪DPAT養成研修 1回開催。43名受講。 ・大阪DPAT技能維持研修 1回開催。20名申込み。	A	—	大阪DPAT養成研修、技能維持研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター
92	5 (5) ① 精神保健医療福祉に関するネットワーク会議	保健所圏域で、市町村や医療機関、警察などの関係機関と情報や課題の共有、事例検討会等を実施する。	地域の保健、医療、福祉の関係機関が情報の共有や課題検討を行うことにより、自殺の危険性の高い人が必要に応じて精神科医療につながるよう連携体制が強化されている。 ○年1回以上開催	—	各保健所において、精神保健医療福祉に関するネットワーク会議を開催する。	会議の開催:16保健所(政令市を除く)中15保健所で年1回以上開催	A	—	各保健所において、精神保健医療福祉に関するネットワーク会議を開催する。	健康医療部	地域保健課(保健所)
93	5 (5) ② 精神医療懇話会	二次医療圏ごとに開催し、地域の自殺の状況に関する情報提供等を行い、地域の精神科医療体制の整備を促進する。	二次医療圏ごとに、地域の精神科医療体制の整備がされる。	—	二次医療圏ごとの精神医療懇話会の開催	各二次医療圏(8か所)において1回開催。	A	—	二次医療圏ごとの精神医療懇話会の開催	健康医療部	地域保健課(保健所)
(再) 94	5 (6) ① うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	うつ病の症状に早期に気づき、医師等の専門家に相談できるようなる。 (うつ病に関するリーフレットの配布数毎年度50部以上)	—	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	うつ病についてのリーフレットの配布(計317部)	A	—	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 95	6 (1) ① 夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間休日において、精神、身体合併症を患者を受入れた二次救急医療機関等が、直接精神科病院から電話コンサルテーションを受けることができるとともに、身体的な処置を終えた患者のうち、精神科治療が必要な患者を精神科病院につなぐ。	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神科的な支援を行う。 令和10年度:180件	73,654	合併症支援システム利用数:160件	合併症支援システム利用数:211件	A	73,355	合併症支援システム利用数 200件	健康医療部	地域保健課
(再) 96	6 (1) ② 精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施。	夜間・休日において、精神疾患の急変などにより緊急に診療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備する。 令和10年度 救急対応(入院・外来等)件数:1800件	138,675	救急対応件数:1,800件	救急対応件数:1,632件	A	138,173	救急対応件数:1,800件	健康医療部	地域保健課
(再) 97	6 (2) ① 自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察で対応した自殺未遂者のうち、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対して、関係機関と連携し相談支援を行う。	警察や関係機関と連携して実施することで、自殺未遂者の抱える悩みが軽減することができる。 ○関係機関連絡会議や大阪弁護士会との事例検討会議:年1回以上	—	・各保健所において、警察等と連携し自殺未遂者への支援を実施する。 ・大阪府警、政令市と連絡会議を行う。 ・大阪弁護士会との事例検討会を実施する。	・警察からの「支援事実情報提供書」受理数(大阪府、堺市除く):733件 ・総支援数:7926件 ・府警と連絡会議を1回開催 ・弁護士会と行政機関との事例検討会に3回参加	A	—	・各保健所において、警察等と連携し自殺未遂者への支援を実施する。 ・大阪府警、政令市と連絡会議を行う。 ・大阪弁護士会との事例検討会を実施する。	健康医療部	地域保健課(保健所)
98	6 (2) ① 自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事業の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	—	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行った。	A	—	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	大阪府警	生活安全総務課
99	6 (2) ② 若者の自殺未遂対応チーム事業	若者の自殺未遂支援ケースについて、関係機関のみでは対応に苦慮する事例を対象に、精神科医師や弁護士等、多職種の専門家がチームとなり、関わり方等についてコンサルテーションを実施する。	多職種の専門家がチームとなり、保健所等が対応に苦慮する高校生や大学生等の自殺未遂ケースについてコンサルテーションを実施し、地域における対応力向上を目指す。	8,088	保健所等や関係機関からの依頼に応じ精神科医等がコンサルテーションを実施する。	関係機関から相談依頼が2事例。 1事例について、精神科医や弁護士等の多職種チームを派遣。 4機関にコンサルテーションを実施。 若者を取り巻く状況について、情報収集のため10市町にヒアリングを実施。	A	8,104	保健所等や関係機関からの依頼に応じ精神科医等がコンサルテーションを実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
100	6 (3) ① 自殺対策人材養成研修	救急医療機関や保健所職員等を対象に、未遂者本人や家族、支援者への支援について理解を深める研修の実施及び相談先一覧を配布する。	未遂者支援を行う救命医療機関や保健所職員等の自殺未遂者への支援が充実する。 (毎年度研修開催1回以上)	—	未遂者支援研修を開催する。	自殺未遂者支援研修を1回実施。 ・20名受講	A	—	未遂者支援研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター
101	7 (1) ① 自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自死遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	—	専門相談として自死遺族相談を継続して実施する(随時)	電話相談…延べ件数32件(実数29件) 面接相談…延べ件数33件(実数11件)	A	—	専門相談として自死遺族相談を継続して実施する(随時)	健康医療部	こころの健康総合センター
102	7 (1) ② 自死遺族支援についての啓発リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	自死遺族が遺族支援に関する自助グループ等の情報を得ることができる。	—	自助グループ等の支援に関する情報をリーフレットやホームページ等で周知する。	リーフレット等配布部数412部	A	—	自助グループ等の支援に関する情報をリーフレットやホームページ等で周知する。	健康医療部	こころの健康総合センター
103	7 (2) ① 自死遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等)について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等の情報提供を行う。	自死遺族が回復や生活支援等に必要な情報を得ることができる。	—	自死遺族の回復や生活支援等に必要な情報をリーフレットやホームページ等で周知する。	リーフレット等配布部数412部	A	—	自死遺族の回復や生活支援等に必要な情報をリーフレットやホームページ等で周知する。	健康医療部	こころの健康総合センター
104	7 (3) ① 自死遺族相談事例検討会	自死遺族相談において、相談従事者が臨症的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	自死遺族からの相談に対して、こころの健康総合センターや保健所等において、より適切な支援が行えるようになる。	71	事例検討会を3回実施する。	こころの健康総合センターや保健所職員向けに、自死遺族相談事例検討会を3回実施。	A	71	事例検討会を3回実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
105	7 (3) ① 自殺対策人材養成研修	保健所・市町村・教育等関係職員を対象に、自死遺族に適切な対応をするための研修を行う。	保健所・市町村・教育等関係職員が自死遺族(遺児)に対して適切な対応ができる。 (毎年度研修開催1回以上)	—	自死遺族支援に関する研修を実施する。	自死遺児相談従事者研修を開催。 ・1回 75名受講	A	—	自死遺族支援に関する研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
106	7 (4) ① 教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上。	54,000	同内容の研修を実施し、教育相談に関する教職員の資質向上を図る。	教育相談担当の教職員に向けて、教育相談体制の充実や関係機関との連携の在り方等に関する内容の研修を実施した。	A	40,000	教育相談担当の教職員に向けて、教育相談に関する研修を2回実施する。	教育庁	教育センター
107	7 (4) ② ヤングケアラー支援体制強化	・府が主催する福祉専門職等に対する研修会等において、ヤングケアラーに関する講義を実施し、理解促進及び啓発を図る。 ・府のヤングケアラー支援関係課長会議において、ヤングケアラー支援に向けた取組みの方向性の検討、課題認識の共有及び情報共有等を図る。	①ヤングケアラーの社会的認知度の向上・支援体制を構築する。 ②庁内のヤングケアラー支援に向けた取組みを総合的に推進する。	①8,578 ②152	①ヤングケアラーに関する研修を24回開催するなど理解促進及び啓発を図る。 ②ヤングケアラー支援関係課長会議を年1回以上実施。	①ヤングケアラーに関する研修を24回開催するなど理解促進及び啓発を図った。 ②ヤングケアラー支援関係課長会議を2回開催。 令和5年8月24日(木)、令和6年2月13日(火)	A	①6,398 ②153	①ヤングケアラーに関する研修を38回開催するなど理解促進及び啓発を図る。 ②ヤングケアラー支援関係課長会議を年1回以上実施。	福祉部	地域福祉課 子ども青少年課
108	8 (1) ① 厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	適切に情報収集を行い、提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	—	必要な情報収集、分析を行い、実態を把握していく。	自殺者統計などの情報を収集した。 市町村への情報提供回数49回	A	—	必要な情報収集、分析を行い、実態を把握していく。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
109	8 (2) ① 自殺統計データの提供	月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	—	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	大阪府等に対して自殺統計データの提供を行った。	A	—	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	大阪府警	生活安全総務課
(再) 110	8 (2) ② ③ 自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速に情報提供を行い、計画改定、進捗管理、検証等に活かすことができる。	—	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	市町村等の求めに応じた自殺者数等のデータ提供を行った。 データ提供 2件、統計資料情報提供 12件	A	—	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 111	9 (1) ① 児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。 児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	—	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。 児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待が疑われる事案として、警察が子ども家庭センターへ通告した通告児童数(令和5年) 13, 216人	A	—	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。 児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	大阪府警	少年課
(再) 112	9 (1) ① SNSを活用した児童虐待	児童虐待の防止・予防に向けた取組の1つとして、気軽に悩みを相談できる環境整備のため、LINEを活用した相談窓口を設置。	18,240件 ※本事業は単年度契約を行っているものであり、令和10年度までの事業予算を認められているものではないため、令和5年度事業見込みに6倍した件数を令和10年度までの活動指標とする。	64,833	3,040件 ※本事業はLINE相談対応に係る人件費に基づき予算計上していることから、相談件数などの事業見込みを設定するものではない。よって、令和5年度の事業見込みについては、令和4年度の相談件数実績と同数とする。	3379件	A	61,007	3379件 ※本事業はLINE相談対応に係る人件費に基づき予算計上していることから、相談件数などの事業見込みを設定するものではない。よって、令和6年度の事業見込みについては、令和5年度の相談件数実績と同数とする。	福祉部	家庭支援課
(再) 113	9 (1) ① 子どもの安全確認の徹底と子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 66日138講座(11日23講座を6倍した数値)	1,906	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日23講座	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日23講座	A	1,906	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 9日23講座	福祉部	家庭支援課
(再) 114	9 (1) ② 被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性が対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	—	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応するほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進する。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応したほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を実施した。	A	—	被害者の心情に配慮して事情聴取等にあたる警察職員を選定して対応するほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進する。	大阪府警	府民応接センター
(再) 115	9 (1) ② 男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する。	相談しづらい男性性被害の相談先として定着させ、男性性被害の社会的認知を高めるとともに被害の潜在化防止を図る。	450	電話相談 20件	電話相談 30件	A	450	電話相談 30件	政策企画部	治安対策課
(再) 116	9 (2) ① 多重債務者対策事業	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	返済困難者相談を担当する市町村に対し、市町村における相談窓口対応の充実や府域全体の連携強化を図るため、各種支援を行う。	158	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	・市町村向け連絡会議の開催(R5.5.17) ・市町村向け債務整理研修会の開催(R5.11.7) ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) →河内長野市に5月 10日に各1回派遣 ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催) →高槻市に2月に派遣	A	158	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	商工労働部	金融課
(再) 117	9 (2) ② 生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	89,779千円	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・任意事業未実施自治体を中心に市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加 ・任意事業実施率の増加	・市町村連絡会議、従事者研修を開催 ・市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加 ・任意事業実施率の増加 ・認定訓練事業の周知	A	83,383千円	・市町村連絡会議、従事者研修を開催 ・市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加 ・任意事業実施率の増加 ・認定訓練事業の周知	福祉部	地域福祉課
(再) 118	9 (2) ③ 各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	—	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。 令和5年度 計画件数=2897件、実績件数=2505件	A	—	郡部福祉事務所(子ども家庭センター3か所)からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要回数実施	福祉部	社会援護課

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
(再) 119	9 (3) ① 男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図る。	25,004の一部	電話相談 第2、3土曜日 11:00～15:00 第1、4水曜日 16:00～20:00	電話相談 252件	A	25,004の一部	電話相談 第2、3土曜日 11:00～15:00 第1、4水曜日 16:00～20:00	府民文化部	男女参画・府民協働課
(再) 120	9 (3) ① 女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。 また、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図る。	25,004	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00  電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00  SNS相談 第1～4火曜日 12:00～18:00 第1・3土曜日 10:00～15:00	面接相談 1,216件 電話相談 2,373件 SNS相談 205件 法律相談 42件	A	25,004	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00  電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00  SNS相談 第1～4火曜日 12:00～18:00 第1・3土曜日 10:00～15:00	府民文化部	男女参画・府民協働課
(再) 121	9 (3) ① 困難・課題を抱える女性に対するつながりサポート事業「女性のためのコミュニティスペース」	ドーンセンターにおいて、カウンセラー等の資格をもつ女性の支援スタッフによる情報提供のほか、交流会の開催や、必要に応じた生活用品等の提供を実施。	関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図る。	14,195	火～金 13:00～18:00 土 11:00～18:00 日・祝 11:00～17:00	来所者数 1,286人	A	14,157	火～金 13:00～18:00 土 11:00～18:00 日・祝 11:00～17:00	府民文化部	男女参画・府民協働課
(再) 122	9 (4) ① 孤独・孤立対策	・孤独・孤立対策関係課長会議の開催 ・「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」を活用した関係機関との連携体制の構築等	・官民連携での孤独孤立対策の実施。	—	・国での孤独・孤立の政策の方向性を踏まえ、国からの情報を関係課・市町村へ共有を行う。	(再掲) ・「孤独・孤立対策推進法の公布」や「孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの発出」等の国通知を庁内関係課や市町村担当課へ周知し、孤独・孤立施策の情報共有を図った。 ・市町村職員等を対象とした孤独・孤立の支援に向けた包括的支援体制の整備に関する研修会や「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」参画団体に対して団体同士の連携しやすい関係づくりに向けた意見交換会の開催 ・孤独・孤立対策強化月間において、府HP等を活用し孤独・孤立対策への啓発や相談窓口の周知の強化を図る。	A	—	(再掲) ・国からの情報を庁内関係課や市町村担当課へ周知し、孤独・孤立施策の情報共有を行う。 ・「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」参画団体に対して団体同士の連携しやすい関係づくりに向けた意見交換会の開催 ・孤独・孤立対策強化月間において、府HP等を活用し孤独・孤立対策への啓発や相談窓口の周知の強化を図る。	福祉部	地域福祉課
(再) 123	9 (4) ② ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり状態にある本人等から電話で相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修等、市町村等の支援者に対する後方支援を実施。また、市町村の支援ネットワークづくりに向けた助言・支援を行う。	ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになる。	9,522	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・分析 ④保健所等での家族教室、研修会の運営支援	①大阪府内(堺市・大阪市除く)の相談支援機関の情報収集:(電話・訪問)55件 ②コンサルテーション事例延数:(電話・訪問)143件 ③専門相談によるコンサルテーションを実施しノウハウを蓄積。 ④保健所等へ家族教室に関するノウハウや情報の提供を実施。	A	10,480	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・分析 ④保健所等での家族教室、研修会の運営支援	福祉部(健康医療部)	地域福祉課(こころの健康総合センター)
(再) 124	9 (4) ② ひきこもり当事者会・家	・ひきこもり女子会の開催 ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催	市町村における青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援、ネットワークを構築する。	1,500	ひきこもり女子会の実施(府内3カ所)	・ひきこもり女子会の開催 →参加者数 ①令和5年9月22日(金) 東大阪市:47名 ②令和6年1月24日(水) 和泉市:24名 ③令和6年2月27日(火) 富田林市:26名  ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催 →参加者数 令和5年10月5日(木) 講演会:76名(交野市) 令和5年11月17日(金)対話交流イベント:24名(泉大津市)	A	2,976	・ひきこもり女子会の開催(府内3市) ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催(府内各1市)	福祉部	子ども青少年課
(再) 125	9 (5) ① 関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関等の様々な相談窓口の職員が、依存の問題に気づき、必要に応じて依存症の専門相談窓口につなげるなど、適切に対応できるようになる。	1,379	①関係機関職員専門研修:基礎研修を2回/年、実践研修を2回/年、強化研修を2回/年実施。 ②医療機関職員専門研修:依存症医療研修3回/実施。	①関係機関職員専門研修 ・8回 532人 ②医療機関職員専門研修 ・3回 149人	A	1,439	①関係機関職員専門研修:基礎研修を2回/年、実践研修を2回/年、強化研修を2回/年実施。 ②医療機関職員専門研修:依存症医療研修3回/実施。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 126	9 (5) ① 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定と公表	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関について選定し、ホームページ等において公表を行う。	地域の身近な医療機関で、依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につなげられる体制を構築する。	—	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行った。	A	399	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	健康医療部	地域保健課
(再) 127	9 (5) ① ギャンブル等依存症対策推進体制の整備	・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議、依存症対策庁内連携会議、依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症推進部会により、関連機関等や庁内関係部局と連携を図り、ギャンブル依存症対策の取組みを推進する。 ・市町村ギャンブル等依存症主管課に対して、啓発や対応力向上に関する情報の共有を図る。	ギャンブル等依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	2,153	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施する。 ・依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会、(仮称)大阪依存症センター機能検討会議を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施した ・依存症関連機関連携会議2回 ・ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会2回 ・(仮称)大阪依存症センター機能検討会議2回開催 ・市町村依存症対策担当者会議の開催	A	1,360	・第2期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を実施する。 ・依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会、を開催する ・(仮称)大阪依存症センターについては、機能検討会議における取りまとめを予定 ・市町村依存症対策担当者会議の開催において、各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る	健康医療部	地域保健課(こころの健康総合センター)

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
り組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A: 達成度が75%以上100%  
B: 達成度が50%以上75%未満  
C: 達成度が25%以上50%未満  
D: 達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度				令和6年度			
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
(再) 128	9 (5) ① アルコール健康障がい対策推進体制の整備	・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村アルコール健康障がい対策主管課に対して、啓発や相談対応力向上等に資する情報の共有を図る。	アルコール依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	1,102	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・第2期アルコール健康障がい対策推進計画を策定する。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行った。 ・第2期アルコール健康障がい対策推進計画を策定した。 ・依存症関連機関連携会議2回 ・アルコール健康障がい対策部会1回開催。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催。	A	800	・第2期アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議において各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
(再) 129	9 (5) ① 薬物依存症対策推進体制の整備	依存症に関連した医療機関や関係団体等で構成する依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会において、薬物依存症対策について検討を行う。	薬物依存症に悩む人へ継続的な治療・相談支援を行うための体制を整備する。	733	依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会を開催する。その他、会議等で薬物依存に関する取組みの情報共有を図る。	・依存症関連機関連携会議2回 ・薬物依存症地域支援体制推進部会2回	A	362	依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会を開催する。その他、会議等で薬物依存に関する取組みの情報共有を図る。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
(再) 130	9 (5) ① SNS等を活用した相談支援	依存症の本人及びその家族が気軽に相談できるようにSNS相談やLINEを活用したAIチャットボット応答システム等により相談支援を行う。	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、抱える課題に応じて適切な相談支援を受けることができる体制を充実させる。 ・依存症ほっとライン(SNS相談)の相談数 R7年度末までに1.5倍【R4年度末 3,244件】	28,244	・大阪依存症ほっとラインの広報周知を行い、相談数の増加をめざす。 ・AIチャットボット応答システムの構築及び運用を行う。	・相談拠点及び依存症ほっとライン(SNS相談)の相談数 R5年度末1.4倍(約4,600件) ・AIチャットボット応答システムの構築及び運用を行った。	A	22,063	・大阪依存症ほっとラインの広報周知を行い、相談数の増加をめざす。 ・AIチャットボット応答システムの運用を行う。	健康医療部	地域保健課
(再) 131	9 (6) ① 大阪府自殺対策推進本部実務担当者会議	庁内関係部局が連携して取組めるよう、大阪府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	自殺の危険性を高める様々な問題に対し、各支援窓口等が連携して適切な支援が行えるよう庁内関係部局が連携できている。 ○年1回以上開催	—	実務担当者会議を実施し、府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	実務担当者会議を1回実施し、府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施した	A	—	実務担当者会議を実施し、府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	健康医療部	地域保健課
132	9 (7) ① 民間団体の活動の周知	自殺に取り組む民間団体の活動について、府ホームページへの掲載、ポスター掲示への協力など広報周知を行う。	自殺対策に取り組む民間団体と協働して効果的・効率的に自殺対策に取り組めるようにする。	—	ホームページやSNS活用して自殺対策に取り組む民間団体の活動を周知する。	自殺予防週間、自殺対策強化月間においてホームページへの掲載やSNSを活用して自殺対策に取り組む民間団体の活動を周知。	A	—	ホームページやSNS活用して自殺対策に取り組む民間団体の活動を周知する。	健康医療部	こころの健康総合センター
133	9 (7) ② 自殺対策民間団体支援事業	民間団体が行う啓発や相談支援等の活動について、国の地域自殺対策強化交付金を活用して財政的な支援を行う。	・地域に根差した民間団体の自殺防止に関する活動が強化されている ・民間団体の自殺を防ぐための対応力が向上している	2,500	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、5団体からの参画を予定し、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、5団体からの参画があり、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図った。	A	2,500	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、5団体からの参画を予定し、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	健康医療部	地域保健課
(再) 134	9 (7) ③ 自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	警察や関係機関と連携して実施することで、自殺未遂者の抱える悩みが軽減することができる。 ○関係機関連絡会議や大阪弁護士会との事例検討会：年1回以上	—	・各保健所において、警察等と連携し自殺未遂者への支援を実施する。 ・大阪府警、政令市と連絡会議を行う。 ・大阪弁護士会との事例検討会を実施する。	・警察からの「支援事例情報提供書」受理数(大阪府、堺市除く)：733件 ・総支援数：7926件 ・府警と連絡会議を1回開催 ・弁護士会と行政機関との事例検討会に3回参加	A	—	・各保健所において、警察等と連携し自殺未遂者への支援を実施する。 ・大阪府警、政令市と連絡会議を行う。 ・大阪弁護士会との事例検討会を実施する。	健康医療部	地域保健課 (保健所)
(再) 135	9 (7) ③ 自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自死遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	—	専門相談として自死遺族相談を継続して実施する(随時)	電話相談…延べ件数32件(実数29件) 面接相談…延べ件数33件(実数11件)	A	—	専門相談として自死遺族相談を継続して実施する(随時)	健康医療部	こころの健康総合センター
136	9 (7) ④ 民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	市町村と民間団体が協働して自殺対策に取り組めるようになる。 (毎年度41市町村に情報提供)	—	民間団体についての情報を随時更新し、提供する。	ホームページおよびSNSを活用して民間団体についての情報提供を実施。また、令和6年3月1日に市町村職員などを対象とした研修において民間団体の取組みについて実践報告を行った	A	—	民間団体についての情報を随時更新し、提供する。	健康医療部	こころの健康総合センター
137	10 (1) ① 市町村自殺対策計画の策定支援	国から提供される地域自殺実態プロフィールや政策パッケージなど、市町村の地域自殺対策計画改定や計画の円滑な実施に必要な情報を提供するなどの支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を見直し、地域に即した実践的な取組みが推進される。	—	国からの自殺対策計画関連の連絡等を遅滞なく市町村に送付する。また、市町村が自殺対策計画の見直し、進捗管理等が円滑に実施できるように適切な支援を行う。	地域自殺実態プロフィールの送付を行い、自殺対策計画関連の連絡を遅滞なく市町村、保健所へ情報提供した。また、市町村からの問い合わせに対し、助言、技術支援を行った。市町村対応91件	A	—	国からの自殺対策計画関連の連絡等を遅滞なく市町村に送付する。また、市町村が自殺対策計画の見直し、進捗管理等が円滑に実施できるように適切な支援を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 138	10 (1) ② 自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速に情報提供を行い、計画改定、進捗管理、検証等に活かすことができる。	—	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	市町村等の求めに応じた自殺者数等のデータを提供。データ提供 2件、統計資料情報提供 12件	A	—	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	健康医療部	こころの健康総合センター
139	10 (1) ③ 市町村自殺対策主管課会議	府の自殺の状況や効果的な取組み事例の共有、意見交換等を実施し、市町村における取組を促進する。	府の自殺の状況や効果的な取組み事例の共有、意見交換を行うことで、市町村レベルでの取組みが促進されている。 ○年1回以上開催	—	市町村会議を実施し、府の自殺の状況や効果的な取組み事例の共有、意見交換を実施する。	市町村自殺対策主管課会議を1回開催	A	—	市町村会議を実施し、府の自殺の状況や効果的な取組み事例の共有、意見交換を実施する。	健康医療部	地域保健課
140	10 (1) ④ 市町村自殺対策強化事業	市町村が行う啓発や相談支援等の活動について、国の地域自殺対策強化交付金を活用して財政的な支援を行う。	・地域に根差した市町村の自殺防止に関する活動が強化されている ・市町村の自殺を防ぐための対応力が向上している	72,900	補助金を活用して自殺対策事業を実施する市町村として、40以上の自治体からの参画を予定し、市町村の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	補助金を活用して自殺対策事業を実施する市町村として、41自治体からの参画があり、市町村の自殺を防ぐための対応力の向上を図った。	A	61,900	補助金を活用して自殺対策事業を実施する市町村として、40以上の自治体からの参画を予定し、市町村の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	健康医療部	地域保健課
141	10 (1) ⑤ 自殺対策人材養成研修	市町村自殺対策担当者に対して、地域の実情に応じた自殺対策を推進していくために必要な研修等を実施する。	現場のニーズに合ったテーマの研修を実施し、市町村自殺対策担当者が、地域の実情に応じた自殺対策を推進することができる。 (毎年度研修開催年6回以上)	—	現場のニーズに合ったテーマの研修を実施する。	自殺対策研修を実施。 ・8回 111名の市町村職員が受講。	A	—	現場のニーズに合ったテーマの研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 142	10 (1) ⑥ 民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	市町村と民間団体が協働して自殺対策に取り組めるようになる。 (毎年度41市町村に情報提供)	—	民間団体についての情報を随時更新し、提供する。	民間団体についての情報をホームページに掲載して、情報を随時更新するなどして41市町村に情報提供。	A	—	民間団体についての情報を随時更新し、提供する。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 143	10 (2) ① 精神保健医療福祉に関するネットワーク会議	保健所圏域で、市町村や医療機関、警察などの関係機関と情報や課題の共有、事例検討会等を実施する。	地域の保健、医療、福祉の関係機関が情報の共有や課題検討を行うことにより、自殺の危険性の高い人が必要に応じて精神科医療につながるよう連携体制が強化されている。 ○年1回以上開催	—	各保健所において、精神保健医療福祉に関するネットワーク会議を開催する。	16保健所(政令市を除く)中15保健所で年1回以上開催	A	—	各保健所において、精神保健医療福祉に関するネットワーク会議を開催する。	健康医療部	地域保健課 (保健所)

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A:達成度が75%以上100%  
B:達成度が50%以上75%未満  
C:達成度が25%以上50%未満  
D:達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
144	10 (2) ② ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む庁内・庁外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に支援協力を行う。	各地域において自殺対策におけるネットワークが構築される。	-	各地域でネットワークが構築されるように支援を行う。	保健所・市町村が開催する自殺対策ネットワーク会議等に6回参加し、延べ114機関に各地域でネットワークが構築されるように支援。	A	-	各地域でネットワークが構築されるように支援を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター(保健所)
145	11 (1) ① 「こころの再生」府民運動の推進	「生命(いのち)を大切に」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、大人も子どもも忘れてはならない大切な「こころ」をもう一度見つめ直し、府民一人ひとりが身近な取組みを実施するよう、企業・民間団体等と連携し、「こころの再生」府民運動の普及・啓発に取り組むとともに、各学校や地域におけるあいさつ運動や交流活動等の実施を支援する。	子どもたちの社会規範等を守る意識や姿勢、態度を育成する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組み(あいさつ運動を含む)について、PTAや地域とともに実施する小・中学校、府立学校の割合を90%以上にする。	4,000	PTAや地域とともにあいさつ運動や交流活動等の取組みを実施する小・中学校、府立学校を80%以上にする。	令和5年度における実績は80.4%	A	4,000	PTAや地域とともにあいさつ運動や交流活動等の取組みを実施する小・中学校、府立学校を83%以上にする。	教育庁	教育総務企画課
146	11 (1) ① 府立高校における社会体験活動等の外部と連携した探究的な学習の充実	各府立高校において他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行う。また、社会体験活動等の外部と連携した学習活動を積極的に取り入れる。	体験活動を充実させるため、府立学校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校を90校以上とする。	-	府立学校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校数を60校とする	令和5年度のインターンシップ実施校は全日制、定時制合わせて77校となっている。	A	-	体験活動を充実させるため、府立学校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校を80校以上とする。	教育庁	高等学校課
147	11 (1) ① 福祉・医療関係人材の活用事業	一人ひとりの実態に応じて、主体的に自分の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていくことをめざした取組みを行う。	児童生徒等の障がいの状況等を踏まえ、必要に応じて専門家の指導・助言を求めるなどして、児童生徒等の将来の自立、社会参加をめざす。	7,470 * No.159,168 と同事業	各学校において、昨年度の実績等をふまえて、学校の障がい種別と在籍者数を動案して配置する。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は43校1分枝で、活用時間は全体で1141時間であった。児童生徒の希望や必要に応じて個別の面接相談を行うなど、将来の自立、社会参加につながる取組みを行った。	A	7,702 * No.147,168 と同事業	各学校において、昨年度の実績等をふまえて、学校の障がい種別と在籍者数を動案して配置する。	教育庁	支援教育課
148	11 (1) ① 小中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実	社会に参画していくための資質・能力を育成するため、地域の具体的な課題の解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習の実施等の取組みをおこなう。	①自立した一人の人間として生きていくために主体性をもって考える意識等の育成をめざす。 取組みの好事例や参考資料等の共有 ②「将来の夢・目標を持っている」というアンケート項目に肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。	4,148	①取組みの好事例や参考資料等の共有 ②「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」への参加200校 小学校「オンラインポスターセッション」の開催 中学校「SDGsジュニアフォーラム」の開催	①実践事例集のWeb公開・Webフォーラムの開催 ②「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」への参加校は、163校(小学校91校、中学校72校)であった。小学校については、「オンラインポスターセッション」、中学校については、「SDGsジュニアフォーラム」を開催することができた。	A	①800 ②1291	①実践事例集のWeb公開・カリキュラムマネジメント推進研修の開催 ②「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」への参加876校 小学校「オンラインポスターセッション」の開催 中学校「SDGsジュニアフォーラム」の開催	教育庁	小中学校課
149	11 (2) ① 教育相談に関する教職員研修	教育相談研修において、すこやか教育相談(メール相談)や関係機関連携等による自殺企図者への支援について講義。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上。	-	教育相談に関する研修において、自殺予防を取り上げる予定である。	学校教育相談課題別研修C(精神疾患の理解と対応)において、自殺予防の内容を取り上げた。	A	-	自殺予防の内容を取り上げる研修を1回実施する。	教育庁	教育センター
150	11 (2) ② 生徒指導者養成研修の周知	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	研修を活用することにより、私立学校教員のすくりアップを図り、重大事故等の減少を図る。	-	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知する。(参考:令和5年度私立学校数、高校110校、中学校60校、小学校17校 計187校)	周知先学校数 のべ1,307校 H29:186校、H30:187校、R1:186校 R2:187校、R3:187校、R4:187校 R5:187校	A	-	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知する。(参考:令和6年度私立学校数、高校108校、中学校59校、小学校17校 計184校)	教育庁	私学課
151	11 (2) ② 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	協議会に参加することで、私立学校教員の自殺に対する認識や対応を理解し、未然防止に係るスキルが工場する。	-	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知する。(参考:令和5年度私立学校数、高校108校、中学校60校、小学校17校 計185校)	周知先学校数 のべ1,307校 H29:186校、H30:187校、R1:186校 R2:187校、R3:187校、R4:187校 R5:187校	A	-	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知する。(参考:令和6年度私立学校数、高校108校、中学校59校、小学校17校 計184校)	教育庁	私学課
152	11 (2) ② いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	いじめ防止対策推進法に基づく対応を適切に行うことで、未然防止を図り、いじめの減少を図る。	-	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付する。(参考:令和5年度私立学校数、高校110校、中学校60校、小学校17校 計187校)	周知先学校数 のべ1,307校 H29:186校、H30:187校、R1:186校 R2:187校、R3:187校、R4:187校 R5:187校	A	-	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付する。(参考:令和6年度私立学校数、高校108校、中学校59校、小学校17校 計184校)	教育庁	私学課
153	11 (2) ② 文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知する	-	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知する	府立学校全校に周知を行った。	A	-	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知する	教育庁	高等学校課
154	11 (2) ③ こころの健康について考えよう(SOSの出し方教育)の講師養成	各地域でSOSの出し方教育を企画・実施できるリーダーを養成するため、市町村職員、保健所職員、学校教職員等を対象に若年者の自殺対策への理解を深め、テキスト「こころの健康について考えよう!」の活用方法を含めたテキスト講習会を開催する。	市町村職員、保健所職員、学校教職員等が講師となり、若年者の自殺対策を推進する。(毎年度講師養成50名以上)	-	こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)の師養成のテキスト講習会を開催する。	テキスト講習会を9回実施。 226名受講	A	-	こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)の師養成のテキスト講習会を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター
155	11 (2) ③ こころの健康について考えよう(SOSの出し方教育)の推進	児童・生徒・学生にストレスへの対処法を身につける等のための教育(SOSの出し方教育)を推進するため、要請があった教育機関に対し講師派遣を含めた実施のための調整を行う。	こころの健康について考えよう(SOSの出し方教育)を実施し、若者の自殺対策に取り組む教育機関が増える。(毎年度実施する教育機関5校以上)	-	こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)、ゲートキーパー養成研修 若年者支援編の内容についての周知を行う。	教育庁や保健所等が開催した会議や研修で、事業周知。計8回。 ・こころの健康について考えよう!の事業実施。計25校、3106名受講。 ・ゲートキーパー養成研修 若年者支援の実施。計7回実施。計109名受講。	A	-	こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)、ゲートキーパー養成研修 若年者支援編の内容についての周知を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
156	11 (3) ① 教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、悩みを抱える生徒に適切に対応でき、問題の早期発見につなげる。	-	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	補助金交付学校数 のべ942校 H29:130校、H30:134校、R1:135校 R2:138校、R3:131校、R4:138校 R5:136校	A	-	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	教育庁	私学課
157	11 (3) ① 子どもの人権SOSミニレター事業(法務省実施)への協力	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	「子どもの人権SOSミニレター事業」を活用し、身近に相談できる人がいない場合でも、児童生徒の悩みを把握できるようにする。加えて、関係機関との連携を図る。	-	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施する。(参考:令和5年度私立学校数、高校110校、中学校60校、小学校17校 計187校)	周知先学校数 のべ557校 H29:81校、H30:81校、R1:81校 R2:79校、R3:79校、R4:79校 R5:77校	A	-	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施する。(参考:令和6年度私立小中学校数、中学校59校、小学校17校 計76校)	教育庁	私学課

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A:達成度が75%以上100%  
B:達成度が50%以上75%未満  
C:達成度が25%以上50%未満  
D:達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度			令和6年度				
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
158	11 (3) ① 障がいのある生徒の 高校生活支援事業	すべての府立高校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	129,225	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図った。	A	130,272	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	教育庁	高等学校課
159	11 (3) ① 福祉・医療関係人材の 活用事業	希望する学校に臨床心理士等を配置し、学校における教育相談体制の充実を図る	臨床心理士を活用することで、友人関係、家庭環境等の課題からくる、子どもの不安定な精神の安定化をはかり、安心して学校に通学することができるようにする。	7,470 * No.147,168 と同事業	各学校において、昨年度の実績等をふまえて、学校の障がい種別と在籍者数を勘案して配置する。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は43校1分校で、活用時間は全体で1141時間であった。心理士を講師としたケース会議、校内研修や事例検討会を行い、教育相談体制の充実を図った。 また、本人・保護者への助言・指導を通じて、学校生活や友人とのかかわりに対する不安をはじめとする心理的負担の軽減等について対応を行った。	A	7,702 * No.147,168 と同事業	各学校において、昨年度の実績等をふまえて、学校の障がい種別と在籍者数を勘案して配置する。	教育庁	支援教育課
160	11 (3) ① スクールカウンセラー 配置事業	公立小中学校におけるスクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員等に対する相談活動及び助言・援助。	児童生徒が安心して相談できる体制をめざす。児童生徒、保護者、教職員等からの個別相談への対応	455,655	相談対応実施	148,435人(延べ人数)	A	604,824	相談対応実施	教育庁	小中学校課
161	11 (3) ① スクールソーシャル ワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒を取り巻く環境の改善及び助言・援助。	児童生徒が安心して学校に通える体制をめざす。教職員等からのすべての相談への対応	74,632	相談対応実施	58,469件(延べ件数)	A	74,863	相談対応実施	教育庁	小中学校課
162	11 (3) ① すこやか教育相談24	24時間体制で、子ども・保護者・教職員の相談に対応	学校の相談体制の充実をめざす。24時間体制における相談への対応	24,233	相談対応実施	3,468件(延べ件数)	A	24,233	相談対応実施	教育庁	小中学校課
163	11 (3) ① すこやか教育相談	児童生徒、保護者及び教職員からの電話、Eメール・Fax、面接、SNS(子どものみ)による相談に応じ、相談者自ら問題の解決に向かうよう助言・援助を行う。	相談者自らが解決に向かうことができるよう支援。	41,664	○電話・面接相談:月～金 9:30～17:30 受付(年末年始休業) ○Eメール・Fax相談:24時間受付 (回答は後日) ○LINE相談:日～木曜日 19:00～22:00	電話、面接、Eメール、Fax、LINE相談で恒常的に相談を受け付け、相談者自らが解決に向かうことができるよう支援した。	A	48,012	○電話・面接相談:月～金曜日 9:30～17:30 受付(祝日・年末年始休業) ○Eメール・FAX相談:24時間受付 (回答は後日) ○LINE相談:日～木曜日・特設日(計240日) 19:00～22:00	教育庁	教育センター
164	11 (3) ① ・子ども家庭センター (児童相談所)における 相談支援 ・子ども専用子どもの 悩み相談フリーダイヤル (24時間対応)	府内6箇所の子ども家庭センター(児童相談所)での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置(24時間365日対応)。	24,114件 ※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。 令和5年度事業見込みに6倍した件数を令和10年度までの活動指標とする。	40,491	4,019件 ※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。 令和5年度の事業見込みについては、令和4年度の相談件数実績と同数とする。	昼間(開庁時) 819件 夜間休日 2262件 計 3081件	A	42,438	3081件 ※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。 令和6年度の事業見込みについては、令和5年度の相談件数実績と同数とする。	福祉部	家庭支援課
165	11 (3) ② ヤングケアラー支援体制 強化事業	府立高校におけるヤングケアラーを適切な支援に繋げるため、学校における相談体制の構築や早期発見力の強化、学習支援等を図る。	希望するすべての府立高校にSSWを配置するとともに、府立高校全校が必要な時にSSWIに相談できる体制を維持する。また、ヤングケアラーに対して進路や就職相談のためのキャリア教育コーディネーターの配置、学習支援を行うための支援員の配置も継続して実施。	71,288	希望するすべての府立高校にSSWを配置する。	希望するすべての府立高校にSSWを配置することができた。	A	74,223	希望するすべての府立高校にSSWを配置する。	教育庁	高等学校課
166	11 (3) ② 緊急支援チームの派遣	臨床心理士、指導主事を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケースに対し、発生後の周りの人々に対する心理的ケアをめざす。市町村からの要請に対する緊急支援チームによる支援	12,230	緊急支援チームの派遣	21回	A	12,230	緊急支援チームの派遣	教育庁	小中学校課
(再) 167	11 (3) ② 障がいのある生徒の 高校生活支援事業	すべての府立高校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	129,225	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図った。	A	130,272	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	教育庁	高等学校課
168	11 (3) ② 福祉・医療関係人材の 活用事業	臨床心理士・指導主事等を派遣等	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	7,470 * No.147,159 と同事業	緊急時対応として、学校から希望があった場合には、その必要性を鑑み、適切に配置する。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は43校1分校で、活用時間は全体で1141時間であった。うち、心理士の介入を必要とする、緊急時対応として76時間を配置した。対応事業の中には、自死を示唆する生徒へのカウンセリング、およびその保護者へのサポート方法について臨床心理士を配置したケースがある。	A	7,702 * No.147,168 と同事業	各学校において、昨年度の実績等をふまえて、学校の障がい種別と在籍者数を勘案して配置する。	教育庁	支援教育課
169	11 (4) ① 大学等と連携した自殺 対策	保健所が地域の大学等と連携し、学校内での啓発イベントや健康教育を行う。また、自殺未遂者など必要な人に対して、連携して支援を行う。	・若者の自殺対策に関する理解が深まり、相談窓口を認知することができる。 ・大学等との連携が強化できている。	—	保健所等において、地域の大学等と連携し、啓発イベントや健康教育を行う。	保健所において大学等と連携した取り組みの実施:41回	A	—	保健所等において、地域の大学等と連携し、啓発イベントや健康教育を行う。	健康医療部	地域保健課(保健所)
170	11 (4) ② 子ども・若者支援地域 協議会	・協議会(庁内会議)における自殺予防対策の情報共有	子ども・若者支援地域協議会を通じて、子ども・若者を効果的かつ円滑に支援する。	¥303	大阪府子ども・若者支援地域協議会及び専門部会を年1回以上実施。	大阪府子ども・若者支援地域協議会及び専門部会の開催 令和5年8月3日(木)	A	¥304	大阪府子ども・若者支援地域協議会及び専門部会を年1回以上実施。	福祉部	子ども青少年課
171	11 (5) ① わかものハートぼちぼち ダイヤル	40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	悩みを抱え、支援を必要としている若者が、若者専用電話相談の存在を知り、悩みを相談するようになる。	—	①若者専用電話相談の実施。 ②電話相談対応力の向上のため「ゲートキーパー養成研修」を4回、事例検討会を5回実施。 ③リーフレットによる若者専用電話相談の周知。	①毎週水曜日9時30分～17時に、40歳未満の若者を対象にした電話相談を実施。延べ60件 ②電話相談員を対象とした「ゲートキーパー研修」を4回、事例検討会を5回実施。	A	—	①若者専用電話相談の実施。 ②電話相談対応力の向上のため「ゲートキーパー養成研修」を2回、事例検討会を5回実施。 ③リーフレットによる若者専用電話相談の周知。	健康医療部	こころの健康総合センター
172	11 (5) ① SNS相談体制整備事業 こころのほっとライン (大学生・妊産婦用)	若者が抱える様々な心の悩みに対して、きめ細やかな相談支援を行うため、大学生や妊産婦を対象にSNS相談を行う。	メンタルヘル스에不調を抱える若者の不安が軽減することができる。 ○相談件数750件以上	25,559	・メンタルヘル스에不調を抱える若者に対しSNSによる相談を行う。 ・府内の大学等に対し、学生への周知協力依頼を行う。	・相談件数1,276件、友だち登録1,299人 ・協力校を含む大学等を対象に事業説明会及び事業報告会を開催。	A	21,544	・メンタルヘル스에不調を抱える若者に対しSNSによる相談を行う。 ・府内の大学等に対し、学生への周知協力依頼を行う。	健康医療部	地域保健課

大阪府自殺対策計画プログレスシート

資料2-3

【重点施策】  
計画第4章重点施策の具体的な取  
組みの項目です

【令和10年度までに目指すべき姿目標を踏まえた令  
和5年度の取組み状況の評価】  
A:達成度が75%以上100%  
B:達成度が50%以上75%未満  
C:達成度が25%以上50%未満  
D:達成度が25%未満

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	令和10年度までのめざすべき姿・目標(活動指標) ※できるだけ数値目標を記入	令和5年度				令和6年度			
				予算 (千円)	事業見込み	事業実績	評価	予算 (千円)	事業見込み	担当部局	担当課
173	11 (5) ② 大阪府子ども青少年課twitterにおける情報発信	・相談窓口等の周知 ・その他自殺予防対策に関する情報発信	相談窓口等の周知やその他自殺予防対策に関する情報発信を行う。	—	週2回以上の投稿を行う。	令和5年度を通して、週2回の頻度で投稿を行った。	A	—	週2回の投稿を継続して実施。	福祉部	子ども青少年課
(再) 174	11 (5) ② 若年層向け相談窓口案内サイトの運営	メンタルヘルスに不調を抱える若者が相談窓口につながるよう、若年層向け相談窓口案内サイトを運営する。	若者が相談窓口を認知することができる。 ○年間アクセス数:10,000以上	—	若年層向け相談窓口案内サイト「大阪ころナビ」を運営し、9月及び3月にサイトの周知を実施する。	R5年度実績 広告配信回数:5,485,462回 クリック数:18,093 大阪ころナビ訪問数:22,858人	A	—	若年層向け相談窓口案内サイト「大阪ころナビ」を運営し、9月及び3月にサイトの周知を実施する。	健康医療部	地域保健課
(再) 175	11 (6) ① 大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から49歳までの若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間132人 (大阪府地域若者サポートステーション)	—	就職決定者数 年間132人 (大阪府地域若者サポートステーション)	就職等件数 年間111人 (大阪府地域若者サポートステーション)	A	31,581	就職等件数 年間132人 (大阪府地域若者サポートステーション)	商工労働部	就業促進課 就業支援G
(再) 176	11 (7) ① 妊産婦ころの相談センター事業	拠点機関に専属職員を配置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。また、地域において、精神科医と産科医を助言者に招いた事例検討会を開催するなど産科と精神科の連携体制の構築を図る。	メンタルヘルスに不調を抱える妊産婦の不安が軽減し、地域における産科と精神科の連携体制が推進している。 ○相談件数:450件以上	6,710	・メンタルヘルスに不調を抱える妊産婦に対し、電話等による相談を実施する。 ・地域において、事例検討会を開催する。	・相談件数481件、医師相談45件。 ・市町村支援として、精神科医と産科医を助言者とした事例検討会を2市に対し実施。 ・市町村母子保健担当課を対象に、妊産婦のメンタルヘルスに関するアンケートを実施し、市町村のメンタルヘルスに係る支援状況を調査。市町村の研修会等で報告、情報共有した。	A	6,710	・メンタルヘルスに不調を抱える妊産婦に対し、電話等による相談を実施する。 ・必要に応じて関係機関と連携して支援する。	健康医療部	地域保健課
177	11 (7) ① にんしんSOS	思いがけない妊娠等に悩む人の相談窓口を開設し、妊娠、出産に関する正しい情報提供を行う。また、地域の保健機関等を紹介するなど必要な支援を受けることで、未受診飛び込み出産や子どもへの虐待を予防する。	思いがけない妊娠等に悩む人が孤立化しないよう、専用相談窓口を開設し、支援を実施する。地域の相談機関等と連携を図り、継続した支援を実施する。	7,698	・思いがけない妊娠等に悩む人へ専門相談窓口の開設し、妊娠・出産に関する正しい情報提供を行う。必要時、地域の相談機関等を紹介する。	・対応相談延件数:電話378件、メール920件、関係機関連絡171件 計1,298件 ・ホームページの運営。 ・コンビニ、イオン、ドラッグストア等でのにんしんSOSチラシやカードを配架し啓発。	A	7,698	・思いがけない妊娠等に悩む人へ専門相談窓口の開設し、妊娠・出産に関する正しい情報提供を行う。経済的問題を抱える対象者においても、通話料無料として安心して相談できるよう、6月以降LINEコールを導入する。 ・必要時、地域の相談機関等を紹介する。	健康医療部	地域保健課
178	11 (7) ② 性と健康相談センター事業(グリーンケア)	流産・死産等でこどもとの死別を経験された方々に対し、専門相談やピアサポートグループの開催、また自助グループなど必要な情報の発信を通じて、悲嘆(グリーン)を抱えて孤立することを予防する。	流産・死産等でこどもとの死別を経験された方々が孤立しないよう、グリーンケアを実施する。 ○専門相談やピアサポートグループの開催等	17347 (性と健康の相談センター事業費)	・「性と健康の相談センター」を通じ、流産・死産等でこどもとの死別を経験された方々への専門相談窓口の開設や、ピアサポートグループの開催、また自助グループなど必要な情報の発信を行う。	・個別相談:延べ17件(対面14件、オンライン3件) ・ピアサポートグループ:延べ24名 ・ホームページの運営。 ・市町村、医療機関等の関係機関へ周知。	A	17347 (性と健康の相談センター事業費)	・「性と健康の相談センター」において、流産・死産等でこどもとの死別を経験された方々への専門相談支援・ピアサポートグループの実施を行う。また、市町村や医療機関等の支援者に対するセミナーや、関係機関との情報共有を目的とした会議を行う。 ・大阪府HPIにおいて、自助グループなど必要な情報の発信を行う。	健康医療部	地域保健課
R6新 179	11 (7) ② 妊産婦ころネット	拠点機関にコーディネータを配置し、妊産婦のメンタル不調に携わる精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携会議を開催する。また、適切な医療につながるよう相談支援や症例検討を実施し、妊産婦のメンタルヘルスに対応する地域体制の整備を図る。	メンタルヘルスに不調を抱える妊産婦が必要とする医療や支援につながるよう、地域における産科と精神科の連携体制を推進している。	—	—	—	—	11,030	・妊産婦のメンタルヘルス連携会議を開催する。 ・妊産婦が必要な医療につながるようコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討を実施する。	健康医療部	地域保健課
180	11 (8) ① 自殺対策人材養成研修	若年のころの特徴についての理解や支援に必要な視点を学ぶ研修を実施する。	支援者が、若者の特徴を理解し、適切な支援を行うことができる。 (毎年度研修開催3回以上)	—	若年者の自殺対策研修を開催する。	若年層向け自殺対策研修を4回開催。173名受講。	A	—	若年者の自殺対策研修を開催する。	健康医療部	ころの健康総合センター